

新型コロナウイルスワクチン接種完了証明書の義務化における未成年者への対応及び各種規制について

1 1月11日、コスタリカ政府は、新型コロナウイルス感染に関して12月1日から導入を決定している新型コロナウイルス用ワクチン接種完了証明書類若しくはQRコードの提示義務化について、18歳未満の未成年に対する提示義務の免除措置、各種規制について発表しました。

1 18歳未満の未成年は、1月31日までQRコードの提示義務を免除する。また、12歳未満の者は、2月1日以降も引き続き提示義務が免除される。

2 各種規制

(1) スポーツ・文化・学術関連イベントに関して、ワクチン接種完了者(未成年者を除く)を対象として、12月から収容定員の40%、1月から60%、2月から80%、3月から100%での開催を認める。

(2) コンサート、闘牛、移動遊園地等の収容定員の規制が可能な大型イベントは、事前に保健省の許可を取得することにより、ワクチン接種完了者のみに限定しての開催が可能。

(3) 12月1日から、ディスコ、ダンスホール、ナイトクラブは、ワクチン接種完了者のみに限定し、収容定員の50%で営業が可能。また、教会での集会は、参加者同士の距離を1.8メートル開けることを条件として、ワクチン接種の有無に関わらず、最高750人までの集会が可能。なお、それ以上の人数での集会は、ワクチン接種完了者のみに限定すれば可能。

(4) スーパー、ホームセンター、パン屋等の日常生活に欠かせない店に関しては、収容定員の50%で営業する場合、ワクチン接種完了証明書またはQRコードの提示を義務化しない。ただし収容定員の100%で営業する場合は提示を義務化する。

(5) 12月1日から、レストラン、バー、カジノ、小売店、博物館、カルチャースクール、ホテル、温泉・プール施設、アドベンチャー型観光施設を利用する際の接種完了証明書提示義務に変更はなく、収容定員の100%で営業する場合は、18歳以上の者に対する接種完了証明書の提示を義務とする。なお、接種完了証明書の提示を求めない場合は、収容定員の50%での営業(ホテルは共有スペースのみ適用)となる。

3 その他各種規制に関する詳細は以下のホームページをご参照ください。

<https://sites.google.com/presidencia.go.cr/alertas/inicio>

新型コロナウイルスに対する各種規制等に関しまして、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても、各関係当局の発表や、報道期間からの客観的情報などをご確認いただけますよう、よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506)2232-1255 Fax : (506)2231-3140

E-mail : japon-consulado@sj.mofa.go.jp

URL : https://www.cr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>